

平成28年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
	平成28年 12月19日					
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年12月19日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
平成28年12月19日 午後1時20分				星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	1 2	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	1 3	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	竹 内 利 一	出 欠		
	欠席 0人	6	田 中 二 三 輝	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	鯨 坂 省 治	出 欠		
		9	栗 田 幸 則	出 欠		
	10	久 保 田 正 之	出 欠			
会議録署名 員	9	栗 田 幸 則		10	久 保 田 正 之	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	白 石 秀 美	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成28年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第89号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期目標
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第81号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第82号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第83号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第85号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第86号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第87号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第88号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の
課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第90号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区分管渠築造工事(第65工区)
請負契約の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 意見書第2号 RDF発電事業の終結にあたっての意見書
- 日程第12 請願第1号 鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 閉会中の継続事件

平成28年12月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第84号及び日程第2 議案第89号の2件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案第89号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期目標。

本委員会は、12月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第84号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第89号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第84号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第89号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号 地方独立行政法人くらて病院第 2 期中期目標を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 89 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 3 議案第 81 号から日程第 10 議案第 90 号までの 8 件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○ 6 番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 81 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 82 号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例。

議案第 83 号 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第 85 号 平成 28 年度鞍手町一般会計補正予算 (第 4 号)。

議案第 86 号 平成 28 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)。

議案第 87 号 平成 28 年度鞍手町水道事業会計補正予算 (第 2 号)。

議案第 88 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 28 年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、12 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

議案第 90 号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事 (第 65 工区) 請負契約の変更。

本委員会は、12 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○ 議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 81 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 82 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 83 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第85号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第87号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第88号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第90号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第81号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第82号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第83号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第85号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第86号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第87号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第88号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第90号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第81号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第65工区)請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第90号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第11 意見書第2号を議題とします。

提出者を代表して、6番議員 田中二三輝君に趣旨説明をお願いします。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

意見書第2号を提案いたします。

意見書第2号 RDF発電事業の終結にあたっての意見書。

別紙、意見書案を提出する。

平成28年12月19日提出。

提出者、鞍手町議会議員 田中二三輝、同じく須藤敏夫。

提案理由。

地方自治法昭和22年法律第67号 第29条、並びに鞍手町議会会議規則昭和62年鞍手町議会規則第1号 第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第2号は質疑討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第2号、RDF発電事業の終結にあたっての意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第12 請願第1号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の請願審査報告をいたします。

請願第1号 鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願。

本委員会は、12月7日に付託された上記の請願を審査の結果採択とし、町長に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

請願第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第1号について、討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

請願第1号 鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願に対し、反対の立場で討論します。

当該施設の新設及び維持管理等の将来発生する経費を考慮したとき、利用者等からの収入に対し支出額は大きく上回ると推察できる。

本町の財政状況等を鑑み、本町による経営管理による施設にはそぐわないものと思慮するものであります。

以上を理由として反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

請願第1号 鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願に対して賛成討論を行います。

今回のこの請願の趣旨については、高齢者がこれまでサンダースイミングという所で温水プールを使って健康管理を行ってきたと。

また、高齢者のみならず、保育所、幼稚園等も使って健康維持に、また体力づくりに利

用してきたということから言えば、この町の道路を作るというところでのサンダースイミングを鞍手が廃止するというところから言えば、町が責任を持ってこの施設を維持するということが大事だろうというふうに思います。

財政状況、また運営等に関しては、町の方では是非考えていただいて、是非とも設置求めたいということです。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第1号 鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第13 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり継続審査することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成28年第5回定例会を閉会します。

閉会 13時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 栗 田 幸 則

議員 久 保 田 正 之